

原子力損害賠償制度専門部会報告書について

平成30年10月31日

原子力委員会決定

原子力委員会は、「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」（以下、「副大臣等会議」という。）からの要請を受け、平成27年5月13日、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討を行うため、原子力損害賠償制度専門部会を設置した。

同専門部会は、これまで21回に及ぶ検討を経て、「原子力損害賠償制度の見直しについて」を取りまとめ、本日、当委員会は同報告書を受領した。

同報告書においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所事故の経験及び電力システム改革等を踏まえ、被害者保護に万全を期すため、被害者が適切な賠償を迅速かつ公正に受けられるよう、原子力損害賠償制度の見直しに向けた提言等が取りまとめられている。

当委員会は、同報告書の内容は適切であると判断し、要請のあった副大臣等会議に報告することとする。

また、同報告書の取りまとめをもって所期の目的を達成したことから、同専門部会における調査審議を終了し、同専門部会は本日付けをもって廃止する。

以上